

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 次の記述は、電波法に規定する定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、□A以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、□Bを送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、□Cを送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- ⑤ 「無線局」とは、無線設備及び□Dの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- ⑥ 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C	D
1	300万メガヘルツ	符号	音声その他の音響	無線設備の操作を行う者
2	300万メガヘルツ	モールス符号	音声	無線設備の操作の監督を行う者
3	500万メガヘルツ	符号	音声	無線設備の操作を行う者
4	500万メガヘルツ	モールス符号	音声その他の音響	無線設備の操作の監督を行う者

A-2 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項に該当しないものを、電波法の規定に照らし下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 運用許容時間 2 呼出符号 3 空中線電力 4 工事落成の期限 5 無線局の種別

A-3 次の記述は、無線局の免許内容の変更及び変更検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であつて総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ ①の変更は、□Aに変更を来すものであつてはならず、かつ、第7条第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- ④ ①の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が□Bに適合していると認められた後でなければ、□Cしてはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ⑤ ④の検査は、④の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

	A	B	C
1	電波の型式又は周波数	第3章に定める技術基準	許可に係る無線設備を運用
2	電波の型式又は周波数	①の許可の内容	電波を発射
3	周波数、電波の型式又は空中線電力	第3章に定める技術基準	電波を発射
4	周波数、電波の型式又は空中線電力	①の許可の内容	許可に係る無線設備を運用

A-4 次に掲げるアマチュア無線局の免許人が納付する電波利用料に関する記述のうち、電波法の規定に照らし、誤っているものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、電波利用料として無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して30日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、年額500円を国に納めなければならない。
- 2 免許人は、電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
- 3 電波利用料を納めなければならない者がこれを納めないときは、総務大臣から督促状によって、期限を指定して督促される。
- 4 総務大臣から電波利用料の納付の督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により処分される。
- 5 無線局を廃止した場合は、前納した電波利用料の金額のうち、日割り計算による残余の免許の有効期間の日額分の額が還付される。

A-5 次の記述は、アマチュア無線局に対する周波数測定装置の備付け義務について、電波法及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア無線局の送信設備であって、総務省令で定めるものには、その誤差が使用周波数の許容偏差の□A以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) □B周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力10ワット以下のもの
 - (3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 送信設備から発射される電波の□Cを□Dパーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

	A	B	C	D
1	4分の1	26.175MHz以下の	特性周波数	0.01
2	4分の1	26.175MHzを超える	割当周波数	0.025
3	2分の1	26.175MHz以下の	割当周波数	0.01
4	2分の1	26.175MHzを超える	特性周波数	0.025

A-6 次の記述は、電波の型式の表示について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「A3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が□Aであって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のもの電波の型式を表示する。
- ② 「J3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって□Bによる単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のもの電波の型式を表示する。
- ③ 「F2B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの及び伝送情報の型式が電信であって□Cを目的とするもの電波の型式を表示する。

	A	B	C
1	振幅変調	低減搬送波	聴覚受信
2	振幅変調	抑圧搬送波	自動受信
3	位相変調	低減搬送波	自動受信
4	位相変調	抑圧搬送波	聴覚受信

A-7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧□A又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は□Bの内に收容しなければならない。ただし、□Cのほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	350ボルト	接地された金属遮へい体	無線従事者
2	350ボルト	金属遮へい体	取扱者
3	300ボルト	接地された金属遮へい体	取扱者
4	300ボルト	金属遮へい体	無線従事者

A-8 次の記述は、空中線の指向特性を定める事項について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。

- ① 主輻射方向及び副輻射方向
- ② □A□の主輻射の角度の幅
- ③ 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって□B□の伝わる方向を□C□もの
- ④ 給電線よりの輻射

	A	B	C
1	垂直面	電波	遮る
2	垂直面	不要発射の電波	乱す
3	水平面	電波	乱す
4	水平面	不要発射の電波	遮る

A-9 次の記述は、アマチュア無線局の免許状の記載事項の遵守について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、□A□、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に□B□であること。
 - (2) 通信を行うため□C□であること。
- ③ ①又は□D□の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	必要最小のもの	②の(1)
2	無線設備の設置場所	記載されたもの	十分なもの	②の(2)
3	無線設備	記載されたものの範囲内	十分なもの	②の(1)
4	無線設備	記載されたもの	必要最小のもの	②の(2)

A-10 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A□又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものに□B□を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A	B
1 他の無線局	その運用を阻害するような混信その他の妨害
2 他の無線局	いかなる微弱なレベルにおいても混信
3 放送の受信を目的とする受信設備	その運用を阻害するような混信その他の妨害
4 放送の受信を目的とする受信設備	いかなる微弱なレベルにおいても混信

A-11 次の記述は、自局の呼出しが他の通信に混信を与える旨の通知を受けた場合について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに、□A□。
- ② ①の通知をする無線局は、その通知をするに際し、□B□を示すものとする。

A	B
1 その呼出しを中止しなければならない	混信の強さの程度
2 その呼出しを中止しなければならない	分で表す概略の待つべき時間
3 空中線電力を低下させなければならない	混信の強さの程度
4 空中線電力を低下させなければならない	分で表す概略の待つべき時間
5 周波数を変更しなければならない	変更すべき周波数

A-12 次の記述は、モールス無線電信による通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更の要求を受けた無線局が、これに応じようとするときにとらなければならない措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更の要求を受けた無線局は、これに応じようとするときは、「**A**」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「**B**」）及び変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数）1回を続いて送信する。）、直ちに周波数（又は電波の型式及び周波数）を変更しなければならない。

	A	B
1	R	QSU
2	R	QSW
3	R	QSX
4	K	QSW
5	K	QSX

A-13 次に掲げるもののうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定により総務大臣から受けることがある処分を下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めた無線設備の操作範囲の制限
- 2 6箇月間の無線従事者国家試験の受験停止
- 3 6箇月間の無線従事者の業務の従事停止
- 4 無線従事者の免許の取消し

A-14 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が行う総務大臣への報告について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
 - (1) **A**を行ったとき。
 - (2) 電波法又は**B**の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、**C**報告を求めることができる。

	A	B	C
1	遭難通信	電波法に基づく命令	無線通信の利用者に対し、利用状況について
2	遭難通信	電気通信事業法	免許人に対し、無線局に関し
3	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	電波法に基づく命令	免許人に対し、無線局に関し
4	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	電気通信事業法	無線通信の利用者に対し、利用状況について

A-15 アマチュア局の免許人は、無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 その措置の内容を免許状の余白に記載しておかなければならない。
- 2 速やかに措置した旨を担当検査職員に連絡しなければならない。
- 3 その措置の内容を無線局事項書の写しに記載し総合通信局長に届け出なければならない。
- 4 遅滞なく、措置した旨を総合通信局長に報告し、再度の検査を受けなければならない。
- 5 その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。

A-16 次の記述は、免許証の再交付及び返納について、無線従事者規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線従事者は、免許証を □A□ に免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
 - (2) 写真 □B□
 - (3) 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じた場合に、免許証の訂正に代えて再交付を受ける場合に限る。）
- ② 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から □C□ にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。
- ③ 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A	B	C
1 破り、又は失ったため	1枚	1箇月以内
2 破り、又は失ったため	2枚	10日以内
3 汚し、破り、又は失ったため	1枚	10日以内
4 汚し、破り、又は失ったため	2枚	1箇月以内

A-17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 18,018kHz～18,068kHz
- 2 18,068kHz～18,168kHz
- 3 18,168kHz～18,268kHz
- 4 18,268kHz～18,618kHz
- 5 18,618kHz～18,780kHz

A-18 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の違反を認めた無線局は、同規則の規定によりどの措置をしなければならないか、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 違反を認めた局の属する主管庁に報告しなければならない。
- 2 違反した局に連絡しなければならない。
- 3 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 4 違反した局の属する主管庁に報告しなければならない。
- 5 違反した局の属する主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。

A-19 次の記述は、許可書について述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されていないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 2 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 3 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 4 送信局の属する国の政府は、その送信局の通信の相手方である受信局の設置者又は運用者に対して、必要に応じて許可書を発給することができる。

A-20 次の記述は、混信について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、□A□、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な□B□で輻射する。
- ③ 混信を避けるために
 - (1) 送信局の位置及び業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
 - (2) 不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、□C□のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A	B	C
1 暗語又は略語による伝送	最小限の電力	無指向性
2 暗語又は略語による伝送	十分な電力	指向性
3 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送	最小限の電力	指向性
4 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送	十分な電力	無指向性

B-1 次のアマチュア局の免許状の訂正に関する記述のうち、無線局免許手続規則の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- イ 免許人からの免許状の訂正の申請があった場合において、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ウ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。
- エ 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人からの訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- オ 免許人は、氏名を変更したときは、免許状の氏名又は名称欄を訂正し、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

B-2 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- イ 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- ウ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- エ 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の基準周波数の特性周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、ヘルツで表す。
- オ 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超過して輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の1パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等1パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

B-3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが、無線局運用規則の規定に照らし、対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRH?	こちらの周波数は、変化しますか。
イ QRN?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
ウ QRP?	こちらは、送信機の電力を減少しましょうか。
エ QRZ?	そちらは、通信中ですか。
オ QSB?	こちらの信号には、フェージングがありますか。

B-4 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて□アの停止を命じ、又は期間を定めて□イを制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き□ウ以上休止したとき。
 - (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
 - (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
 - (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
 - (5) ①の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - (6) 免許人が電波法又は□エに規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から□オを経過しない者に該当するに至ったとき。

- | | | | | |
|------|-------|--------------|-----------------------|-----------|
| 1 3年 | 2 1年 | 3 電気通信事業法 | 4 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 | 5 放送法 |
| 6 2年 | 7 6箇月 | 8 電波の型式及び周波数 | 9 電波の発射 | 10 無線局の運用 |

B-5 次の記述は、局の識別に関して述べたものである。国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- イ アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。
- ウ 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。
- エ 虚偽の識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- オ 紛らわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。

平成19年8月期

第一級アマチュア無線技士「法規」合格基準及び正答

1 試験問題 HY908 (25問 2時間)

2 合格基準

満点及び合格点 満点125点 合格点 87点

配点内訳 A問題 20問 100点 (1問5点)

B問題 5問 25点 (1問5点、ただし、小設問各1点)

3 正答

A問題 (配点各5点)

問題	正答	問題	正答
A-1	1	A-11	2
A-2	5	A-12	2
A-3	4	A-13	4
A-4	5	A-14	3
A-5	4	A-15	5
A-6	2	A-16	3
A-7	3	A-17	2
A-8	3	A-18	1
A-9	1	A-19	4
A-10	1	A-20	3

B問題 (配点各1点)

問題	正答	問題	正答	
B-1	ア	B-4	ア	10
	イ		イ	4
	ウ		ウ	7
	エ		エ	5
	オ		オ	6
B-2	ア	B-5	ア	1
	イ		イ	2
	ウ		ウ	1
	エ		エ	1
	オ		オ	1
B-3	ア			
	イ			
	ウ			
	エ			
	オ			